

屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

市では、高齢者のみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯で要件に該当する世帯を対象に、業者等にお願いした屋根の雪下ろしの費用の一部を助成します。

対象世帯

以下の①から④いずれかの要件に該当する世帯が対象となります。

①高齢者のみの世帯

65歳以上のかたのみで構成されている世帯（年齢は令和3年3月31日現在の年齢とします）

②障がいのあるかたのみの世帯

身体障害者手帳1級・2級・3級（3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る）、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたのみの世帯

③母子世帯（子どもは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

④その他市長が特に必要と認める世帯

対象要件

以下の要件すべてに該当する世帯が対象となります。

○市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住

○同一の建物に居住する全員が当該年度の市民税非課税

○生活保護世帯でないこと

助成額

屋根の雪下ろし費用の2分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能）

豪雪のときは助成上限額や助成対象を拡充します。

（市が豪雪対策本部を設置した場合）

① 非課税世帯は、助成上限額を50,000円に引き上げ

② 課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能）を助成

申請の流れ

助成申請に当たっては、制度の対象者であることを確認するため、事前登録が必要です。詳しくは、裏面の「申請の流れ」をご覧ください。

※課税世帯も事前登録が必要です。事前登録は豪雪対策本部設置前から可能です。

申請窓口

駅前庁舎 4階 福祉政策課（TEL 017-734-5313）

浪岡庁舎 1階 健康福祉課（TEL 0172-62-1134）

※土・日・祝日及び閉庁日は受付していません。

申請期間

令和2年11月16日（月）～令和3年3月31日（水）

申請書類

【事前登録申請】

- ・事前登録申請書（福祉政策課等窓口／市ホームページからダウンロード）
- ・障がい者手帳（お持ちのかた）
- ・印鑑（代理申請の場合）

※お住まいの建物に生計が別の同居者がいる場合は、同居者の課税状況の確認のための同意が必要となりますので、「事前登録申請書」の裏面に、同居者が「氏名」「住所」を署名し提出してください。

【助成金の交付申請】

- ・助成申請書（下図②の際に郵送します。）
- ・印鑑（代理申請の場合）
- ・申請者本人の口座情報がわかるもの
- ・屋根の雪下ろしに要した費用の領収書の写し
- ・雪下ろし前後の写真

助成対象となる 雪下ろし業者等

事業者、団体、個人となります。

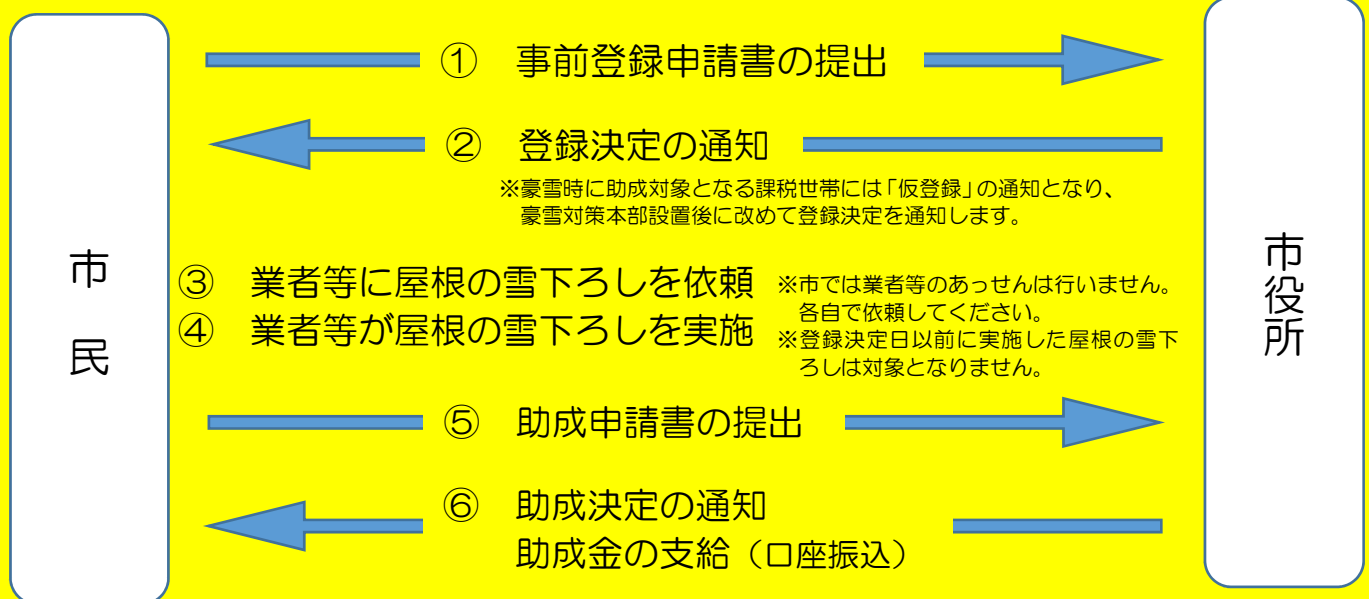
ただし、個人のうち「親族」が実施した場合は助成対象外です。

費用助成 の対象外

次の項目に該当する場合は、助成の対象外となります。

- ・間口除雪の費用
- ・登録決定日以前に実施した屋根の雪下ろしの費用
- ・個人のうち、親族が実施した屋根の雪下ろし費用
- ・居住していない建物の屋根の雪下ろし費用（空き家、店舗）
- ・車庫、物置のみの屋根の雪下ろし費用

申請の流れ



<問合せ先>

福祉政策課

017-734-5313

浪岡事務所健康福祉課

0172-62-1134

<申請書郵送先>

〒030-0801 青森市新町 1-3-7

青森市役所 福祉政策課 宛